

特定工場新設（変更）届出および実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

草津市長 様

届出者

(担当者)

TEL:( ) -

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第 11 条第 1 項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気・ガス・熱供給 業に属するものにあつては特定工場の種類） （日本標準産業分類細分類(4桁)による）			(細分類番号)
3	特定工場の敷地面積	変 更 前	変 更 後	増 減
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
4	特定工場の建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
5	特定工場における生産施設の面積			別紙 1 のとおり
6	特定工場における緑地および環境施設の面積および配置			別紙 2 のとおり
7	工業団地の面積ならびに工業団地共通施設の面積および工業団地の環境施設の配置			—
8	隣接緑地等の面積および配置ならびに負担総額および届出者が負担する費用			—
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等		
		施 設 の 設 置 工 事		
※整 理 番 号		※ 備 考		
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6 欄から 8 欄までについて、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地および規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設（屋上緑地、壁面緑地、駐車場緑地等）をそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（工業団地特例の適用を受けない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けない場合は 8 欄を除く。）に記載すること。
- 法第 7 条第 1 項、法第 8 条第 1 項または一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（工業団地特例の適用を受けない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けない場合は 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄までおよび 8 欄のうち変更のある欄については、変更前および変更後の内容を対照させること。
- 9 欄については、埋立および造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。